

# 転出

## 市役所内関連手続き

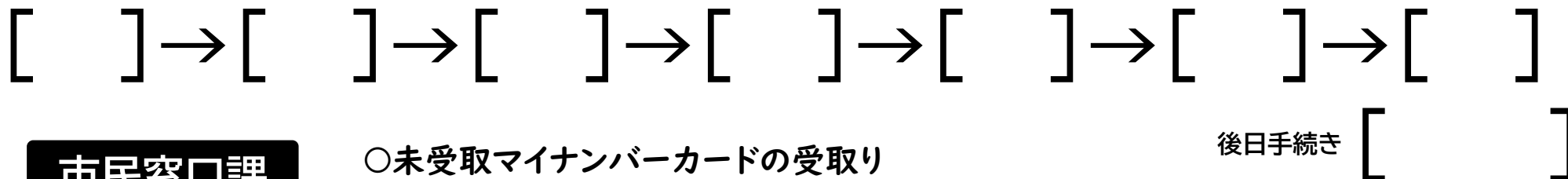
以下に必要な手続きや当てはまる項目がある場合は、  
転出届の他に各窓口で手続きが必要です。



つくば市役所 市民窓口課  
R5発行

〒305-8555  
つくば市研究学園一丁目1番地1  
TEL(代表)029-883-1111

本日の手続き順（窓口番号）



### 市民窓口課 手続き

○未受取マイナンバーカードの受取り

※印鑑登録をしている方は、転出（予定）日で廃止となります。お手元の印鑑登録証は裁断・破棄してください。

### 他課 手続き

- 国民健康保険関係手続き（喪失届、世帯主変更）⑧
- 国民年金関係手続き（資格喪失または任意加入（海外転出のみ））⑥
- こども関係手続き（児童手当③、マル福④、小中学校[4F]、保育園①）
- ひとり親世帯関係手続き（児童扶養手当③、ひとり親家庭等児童福祉金③、マル福④）
- 妊娠関係手続き（マル福④）
- 高齢者関係手続き（後期高齢者医療保険⑤、介護保険②⑤）
- 障害関係手続き（手当の住所変更④⑩、マル福④等）
- 原付手続き③③ ○水道手続き②⑨

※③の手続きは  
転出手続き完了前に  
できます。



つくば市イメージキャラクター フックン 船長

詳細は中面・裏面参照

注意点

表の見方	●:ないと手続きできない持ち物	○:なくても手続きできる場合がある持ち物
	窓セ:◎印がある手続きは窓口センターでも可能	郵送・Web:「郵送」「Web」でも手続き可能
●本人確認書類	様々な手続きで本人確認書類が必要です。運転免許証、顔写真付きマイナンバーカード、在留カードなどをお持ちください。	
委任状	本人以外が手続きする場合は委任状が必要なことがあります。詳細は各担当窓口へお問い合わせください。	
ご相談	各手続きに関連したご相談がある場合も各担当窓口で承ります。お気軽にお越しください。	
市役所外の手続き	市役所以外で必要なお手続きについては記載しておりません。恐れ入りますがそれぞれご確認をお願いいたします。	

転出

マイナンバーカード

未受取のマイナンバーカード受取り	つくば市でマイナンバーカードを申請し、まだ受け取っていない方は、 <b>転出届前</b> に受取りをお願いします。転出届を出してしまうと、受取りができなくなり、転入先住所地で再申請となります。なお、転出届時点でカードが出来上がっておらず、受取りができないこともありますのでご了承ください。
------------------	--

国保・年金

手続き	窓口	必要書類（本人確認書類以外）	対象者	備考	窓セ	郵送Web
国民健康保険証 喪失届	1F	国民健康保険課	●加入者の国民健康保険証 ●パスポート(外国籍・在留資格特定活動の方) ○マイナンバーがわかるもの	つくば市の国民健康保険に加入中の方	◎	-
国民健康保険 世帯主変更	⑧	国民健康保険課	○マイナンバーがわかるもの	国民健康保険加入者がいる世帯から転出する世帯主の方	◎	-
年金 資格喪失（海外への転出）	1F ⑥	医療年金課	○年金手帳 ○マイナンバーがわかるもの	20歳以上で国民年金に加入している方	◎	郵送Web

子ども

児童手当 資格消滅届・別居監護申立	1F ③	子ども政策課		中学生以下のお子様がいる、児童手当を受給中の方のうち、受給者またはお子様が転出する方	Webは資格消滅届のみ可(別居監護申立はWeb不可)	◎	郵送一部Web
医療福祉費支給制度(マル福) 受給者証返却 交付状況証明書発行	1F ④	医療年金課	●マル福受給者証	高校生以下のお子様で、マル福を受給している方	交付状況証明書の発行は県内に転出する方のみです。	◎	郵送Web
小・中学校/義務教育学校 学区外就学	4F	学務課		小・中学校/義務教育学校に就学中で、引き続きつくば市の学校へ就学を希望するお子様	原則転出届と同日に手続きしてください。	-	-
保育所 退所手続き	1F ①	幼児保育課		市内の認可保育園等を利用しているお子様(同じ保育施設を継続利用する場合も含む)		-	郵送

ひとり親

児童扶養手当 変更届/資格喪失届	1F ③	子ども政策課		高校生以下のお子様がいる、児童扶養手当を受給している方		-	-
ひとり親家庭等児童福祉金 支給要件消滅届	③	子ども政策課		中学生以下のお子様がいる、ひとり親家庭等児童福祉金を受給している方		-	-
医療福祉費支給制度(マル福) 受給者証返却 交付状況証明書発行	1F ④	医療年金課	●マル福受給者証	高校生以下のお子様がいるひとり親世帯で、マル福を受給している方	交付状況証明書の発行は県内に転出する方のみです。	◎	郵送Web

妊娠

医療福祉費支給制度(マル福) 受給者証返却 交付状況証明書発行	1F ④	医療年金課	●マル福受給者証	妊娠中の方で、マル福を受給している方	交付状況証明書の発行は県内に転出する方のみです。	◎	郵送Web
---------------------------------	---------	-------	----------	--------------------	--------------------------	---	-------

高齢

後期高齢者医療被保険者証 返却	1F ⑤	医療年金課	●後期高齢者医療被保険者証	75歳以上の方 または65歳から74歳で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方		-	-
介護保険被保険者証 返却	1F ⑳	介護保険課	●介護保険被保険者証 ○マイナンバーがわかるもの 要介護・要支援認定を受けている方は以下も必要。 ●介護保険負担割合証 ●介護保険負担限度額認定証(お持ちの方)	65歳以上の方 または40歳以上で介護保険証をお持ちの方		-	-

障害

各種手当 住所変更	2F ④⑩	障害福祉課		以下の各手当を受給中の方(支給停止者含む)で海外転出の方 ・特別児童扶養手当 ・つくば市在宅障害児福祉手当 ・障害児福祉手当 ・特別障害者手当 ・経過福祉手当	国内への転出の方はつくば市での手続きは不要です。	-	-
各種福祉サービス受給者証 返却			●各種福祉サービス受給者証 ○マイナンバーがわかるもの	以下の受給者証をお持ちの方 ・障害福祉サービス受給者証 ・障害児通所支援受給者証	転出前にサービスを利用していた場合は、転入後すぐ新住所地で申請してください。	-	-
医療福祉費支給制度(マル福) 受給者証住所変更	1F ④	医療年金課	●マル福受給者証	各種手帳をお持ちの方等で、マル福を受給している方	交付状況証明書の発行は県内に転出する方のみです。	◎	郵送Web

原付

125cc以下のバイク等 廃車登録	2F ③③	市民税課	●標識交付証明書 ●ナンバープレート	原動機付自転車(125cc以下のバイク)・小型特殊自動車をお持ちの方で、定置場が変わる方		◎	郵送
-------------------	----------	------	-----------------------	--	--	---	----

水道

上下水道 使用中止届	1F ⑳	水道お客様センター	-	上下水道の使用をやめる方。	電話でも手続きできます。	-	郵送web
------------	---------	-----------	---	---------------	--------------	---	-------



## 転出届は オンライン・ 郵送で！



▲マイナポータル

### 【オンライン】

マイナポータルを利用してオンラインで転出届ができます。  
新住所地へはマイナンバーカードを持参して転入届ができます。

——利用できる方——

- ・有効なマイナンバーカードを所持
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書が有効
- ・署名用電子証明書の暗証番号がわかる
- ・マイナンバーカード読取対応のパソコン・スマートフォンを所有
- ・引越した日から10日以内または引越し予定日まで30日以内
- ・国内へ転入する

### 【郵送】

以下のものを表面右上住所に郵送してください。

転出証明書を返送します。

——必要なもの——

- ・転出届（つくば市HPIに様式があります。同内容を任意様式に記載するか、新住所地の様式を利用することも可です。）
- ・本人確認書類の写し
- ・返信用封筒（表に旧住所または新住所記載、84円切手貼付）

## 転入地での お手続き

①引越し

②①から14日以内に転入地の市区町村役場で転入届

——持ち物——

- 本人確認書類
- 転出証明書または特例転出処理をしたマイナンバーカード
- 委任状（代理人の方。新住所で同一世帯の方は不要）

【以下はお持ちの方】

（書換え等するため引越す方全員分必要）

- 在留カード                      ○特別永住者証明書
- マイナンバーカード      ○住民基本台帳カード

### 転出証明書・特例転出のマイナンバーカードを紛失した。

転出証明書の再発行手続きをしてください。窓口・郵送で手続き可能です。

### 引越先・引越し日など予定の内容で転出届をしたが、その後予定が変更になった。

原則手続きは不要ですが、転入地の市区町村役場にお問い合わせください。なお、予定ではなく確定の内容で転出した（転出日が転出届出日より前）場合は原則変更できません。

### 転出届をしたが、引越しが取りやめになった。

転出取消届をしてください。窓口でのみ手続きできます。転出証明書と本人確認書類が必要です。

### 引越してから14日以上経ってしまった。

転出証明書は有効ですので、速やかに転入届をしてください。マイナンバーカードで特例転出をした場合は、14日を過ぎると転入できないことがあります。転出証明書の再発行手続きをしてください。

## 海外転出の方 帰国時の お手続き

帰国後の居住地で転入届をしてください。つくば市に居住する場合は以下のものをお持ちください。

○パスポート（入国スタンプがあるもの、帰国した方全員分。

自動化ゲートを利用した場合は航空券の半券等帰国日がわかるものが併せて必要です）

- 戸籍謄本・戸籍の附票（日本人の方。本籍がつくば市の方は不要）
- 在留カード・特別永住者証明書（外国人の方、帰国した方全員分）
- 委任状（代理人の方。新住所で同一世帯の方は不要）

※用意できない書類がある方は  
お問い合わせください。

